

バイオメディカル・ファジィ・システム学会選挙管理規定

平成6年11月1日（制定）

平成25年11月7日（改訂）

（目的）

第1条 この規定は、バイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第12条第2項に基づき、本学会の役員選挙について定めるものである。

（役員）

第2条 選挙により選出される役員の種別と人数は次のとおりとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・理事 4名以上10名以内
- ・監事 2名
- ・顧問 会長職経験者

第2項 理事の数については、会長が他の役員と協議の上決定する。

（役員任期）

第3条 前条に定めた役員任期は、選挙直後の4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。

第2項 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、バイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第15条により、前任者の残りの期間とする。

（選挙権および被選挙権）

第4条 役員選挙権、被選挙権は選挙直前の本学会の個人会員全員が有する。

（選挙管理委員会）

第5条 会長は、他の役員と協議の上、本学会の個人会員の中から4名の選挙管理委員を指名し、選挙の実施を委託する。

第2項 役員は、選挙管理委員を兼ねることができない。

第3項 選挙管理委員は、互選により委員長を選出する。

（投票）

第6条 選挙管理委員会は、選挙までに「本選挙管理規定」、「投票用紙」、「バイオメディカル・ファジィ・システム学会個人会員名簿」を個人会員全員に発送しなければならない。

（当選者の決定）

第7条 選挙管理委員会は、返送されてきた投票用紙を集計し、有効得票数の上位より、第2条に定めた定員数の役員を決定する。

（新任役員名簿の公示）

第8条 選挙管理委員会は、投票の結果選出された役員の名簿を、選挙直後の総会にて報告し、その年の3月31日までに個人会員全員に発送しなければならない。

（選挙管理委員会の解散）

第9条 4月1日の新役員の就任をもって、選挙管理委員会は解散する。

附則 本規定は、平成6年11月1日より施行する。

附則 本規定は、平成25年11月7日より施行する。